

ID: 1923

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	推進法人に対する措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第2項		
法令番号	平成30年法律第49号		
【根拠条文】 (監督等) 第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日